

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第50号）……………2
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第51号）……………2
- 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第52号）……………2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第53号）……………16

規 則

- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第40号）……………16
- 秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則（第41号）……………16
- 秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第42号）……………17
- 秋田市個別排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則（第43号）……………17
- 秋田市農業集落排水施設条例施行規則の一部を改正する規則（第44号）……………17
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第45号）……………17

上下水道局管理規程

- 秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（第11号）……………18
- 秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第12号）……………18
- 秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第13号）……………18

訓 令

- 秋田市単独労働職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第14号）……………18

告 示

- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第267号）……………24
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第268号）……………24
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第269号）……………24

- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第270号）……………24
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第271号）……………24
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第272号）……………24
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第273号）……………25
- 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第274号）……………25
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第275号）……………25
- 担保権設定等財産の差押通知書の公示送達について（第276号）……………25
- 平成19年11月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第277号）……………25
- 市道路線の区域変更について（第278号）……………26
- 市道路線の供用廃止について（第279号）……………27
- 放置自転車等の撤去および保管について（第280号）……………27
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第281号）……………27
- 平成19年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について（第282号）……………27
- 現金取扱員への再委任について（第283号）……………28
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第284号）……………28
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第285号）……………28
- 交付要求通知書の公示送達について（第286号）……………28
- 市議会臨時会の招集について（第287号）……………28
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第288号）……………28
- 放置自転車等の撤去および保管について（第289号）……………28
- 秋田市議会定例会の招集について（第290号）……………29
- 都市計画の決定について（第291号）……………29
- 生活保護法による介護機関の指定等について（第292号）……………29
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第293号）……………30
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第294号）……………30
- 行旅死亡人の取扱いについて（第295号）……………30

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号）……………31

選 管 告 示

- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第68号）……………31
- 平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において当選した者への当選証書の付与について（第69号）……………31

.....32

○河辺土地改良区総代の補欠選挙の執行について（第70号）…34

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人の選任について（第71号） ……34

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙において当選した者の氏名および住所について（第72号） ……34

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙において当選した者への当選証書の付与について（第73号） ……35

○平成19年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第74号） ……36

○検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について（第75号） ……36

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第14号） ……36

上下水道局告示

○指定排水設備工事業者の指定について（第62号） ……36

○指定排水設備工事業者の廃止について（第63号） ……40

○指定給水装置工事業者の指定について（第64号） ……40

○下水道使用料納入通知書の公示送達について（第65号） ……40

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第66号） ……40

選 挙 長 告 示

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号） ……41

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙の候補者について（第2号） ……41

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙の第1選挙区の投票を行わないことについて（第3号） ……41

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙の第2選挙区の投票を行わないことについて（第3号） ……41

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙の第3選挙区の投票を行わないことについて（第3号） ……42

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙の第4選挙区の投票を行わないことについて（第3号） ……42

○平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙における選挙会の場所および日時について（第4号） ……42

公 告

○国土調査法により平成18年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の作成について ……42

○インフルエンザ定期予防接種について ……42

○市有物件売払いの一般競争入札の実施について ……42

○秋田農業振興地域整備計画の変更について ……43

○緑地協定の認可について ……43

○インフルエンザ定期予防接種について ……43

○開発行為に関する工事の完了について ……43

○開発行為に関する工事の完了について ……43

○開発行為に関する工事の完了について ……43

○入札参加希望者の公募について ……44

○開発行為に関する工事の完了について ……45

○インフルエンザ定期予防接種について ……45

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について ……45

○開発行為に関する工事の完了について ……45

○農用地利用集積計画の策定について ……45

○建築基準法による道路の指定について ……46

○建築基準法による建築協定の廃止の認可について ……46

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について ……46

○入札参加希望者の公募について ……47

○入札参加希望者の公募について ……48

条 例

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第50号

秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項中「100分の160」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第51号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の160」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第52号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に

配偶者がいない場合にあっては)」を「6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、)」に改める。

第9条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「配偶者のない職員となった」に改める。

第26条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800
および任期	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300
付職員以外	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800
の 職 員	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000

39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800
40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600
41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400
42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200
43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000
44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800
45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600
46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100	
47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900	
48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700	
49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300	
50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100	
51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900	
52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700	
53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300	
54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100	
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900	
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700	
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300	
58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100	
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900	
60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700	
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300	
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200		
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900		
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600		
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100		
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800		
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500		
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200		
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700		
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400		
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100		
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300		
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000		
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700		
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400		
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900		
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800			
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500			
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200			
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700			
86	240,100	296,400	345,300	386,800				
87	240,800	296,800	345,800	387,400				
88	241,500	297,200	346,300	388,000				
89	242,300	297,500	346,700	388,700				
90	242,800	297,900	347,200	389,300				
91	243,300	298,300	347,700	389,900				
92	243,800	298,700	348,200	390,500				

	93	244,100	298,900	348,500	391,200				
	94		299,300	349,000					
	95		299,700	349,500					
	96		300,100	350,000					
	97		300,300	350,300					
	98		300,700	350,800					
	99		301,100	351,300					
	100		301,500	351,800					
	101		301,700	352,100					
	102		302,100	352,500					
	103		302,500	352,900					
	104		302,900	353,300					
	105		303,100	353,800					
	106		303,500	354,200					
	107		303,900	354,600					
	108		304,300	355,000					
	109		304,500	355,500					
	110		304,900	355,900					
	111		305,300	356,300					
	112		305,700	356,700					
	113		305,900	357,200					
	114		306,300						
	115		306,700						
	116		307,100						
	117		307,300						
	118		307,600						
	119		307,900						
	120		308,200						
	121		308,600						
	122		308,900						
	123		309,200						
	124		309,500						
	125		309,900						
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000
任期付職員	1	140,100							
	2	172,200							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	237,700	323,400	390,600	467,100
および任期	2	240,200	326,500	393,500	469,400
付職員以外	3	242,700	329,600	396,400	471,700
の 職 員	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500

13	278,500	361,300	423,600	493,600
14	282,500	365,000	426,100	495,700
15	286,500	368,700	428,600	497,800
16	290,500	372,400	431,100	499,900
17	294,300	376,000	433,400	502,000
18	297,900	378,800	435,800	504,000
19	301,500	381,600	438,200	506,000
20	305,100	384,400	440,600	508,000
21	308,800	387,300	442,900	509,800
22	312,600	389,900	445,300	511,700
23	316,300	392,500	447,700	513,600
24	320,000	395,100	450,100	515,500
25	323,600	397,500	452,400	517,200
26	326,500	399,800	454,700	519,000
27	329,300	402,100	457,000	520,800
28	332,100	404,400	459,300	522,600
29	335,000	406,800	461,500	524,500
30	337,400	408,900	463,800	526,300
31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	

67			466,300	519,300	
68			467,000	520,200	
69			467,500	521,100	
70			468,200	522,000	
71			468,900	522,900	
72			469,600	523,800	
73			470,100	524,600	
74			470,800	525,500	
75			471,500	526,400	
76			472,200	527,300	
77			472,700	528,100	
78			473,300	529,000	
79			473,900	529,900	
80			474,500	530,800	
81			475,100	531,600	
82			475,700	532,500	
83			476,300	533,400	
84			476,900	534,300	
85			477,400	535,100	
86			478,000	536,000	
87			478,600	536,900	
88			479,200	537,800	
89			479,700	538,600	
90			480,300		
91			480,900		
92			481,500		
93			482,000		
94			482,600		
95			483,200		
96			483,800		
97			484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		262,600			

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200
および任期	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400
付職員以外	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600
の 職 員	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500

17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500
18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600
19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700
20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800
21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700
22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800
23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900
24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000
25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900
26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800
27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700
28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600
29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400
30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200
31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000
32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800
33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400
34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700
35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000
36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300
37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400
38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600
39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800
40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000
41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100
42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900
43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700
44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500
45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100
46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800
47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500
48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200
49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000
50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700
51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400
52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100
53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800
54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500
55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200
56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900
57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500
58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200
59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900
60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600
61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100
62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800
63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500
64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	

71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700			
87		293,400	331,000	353,100			
88		293,700	331,400	353,500			
89		294,100	331,900	354,000			
90		294,400	332,300	354,400			
91		294,700	332,700	354,800			
92		295,000	333,100	355,200			
93		295,400	333,600	355,700			
94		295,700	334,000	356,100			
95		296,000	334,400	356,500			
96		296,300	334,800	356,900			
97		296,700	335,000	357,400			
98		297,000	335,400	357,800			
99		297,300	335,800	358,200			
100		297,600	336,200	358,600			
101		298,000	336,400	359,100			
102		298,300	336,800	359,500			
103		298,600	337,200	359,900			
104		298,900	337,600	360,300			
105		299,200	337,800	360,800			
106			338,200				
107			338,600				
108			339,000				
109			339,200				
110			339,600				
111			340,000				
112			340,400				
113			340,600				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200
任期付職員			178,200				

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
および任期	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
付職員以外	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
の 職 員	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200

5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	

59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
94	284,100	319,100	354,700	374,100		
95	285,100	319,900	355,400	374,600		
96	286,100	320,700	356,100	375,100		
97	287,200	321,400	356,600	375,700		
98	288,100	322,100	357,100	376,200		
99	289,000	322,800	357,600	376,700		
100	289,900	323,500	358,100	377,200		
101	290,700	324,000	358,700	377,800		
102	291,500	324,600	359,200	378,300		
103	292,300	325,200	359,700	378,800		
104	293,100	325,800	360,200	379,300		
105	293,800	326,200	360,800	379,900		
106	294,300	326,700	361,300	380,400		
107	294,800	327,200	361,800	380,900		
108	295,300	327,700	362,300	381,400		
109	295,800	328,200	362,800	382,000		
110	296,200	328,600	363,300	382,500		
111	296,600	329,000	363,800	383,000		
112	297,000	329,400	364,300	383,500		

113	297,400	329,800	364,800	384,100
114	297,800	330,200	365,300	
115	298,200	330,600	365,800	
116	298,600	331,000	366,300	
117	298,900	331,300	366,700	
118	299,300	331,700	367,200	
119	299,700	332,100	367,700	
120	300,100	332,500	368,200	
121	300,400	332,700	368,600	
122	300,800	333,100	369,100	
123	301,200	333,500	369,600	
124	301,600	333,900	370,100	
125	301,800	334,200	370,500	
126	302,200	334,600		
127	302,600	335,000		
128	303,000	335,400		
129	303,200	335,700		
130	303,600	336,100		
131	304,000	336,500		
132	304,400	336,900		
133	304,600	337,200		
134	305,000	337,600		
135	305,400	338,000		
136	305,800	338,400		
137	306,000	338,700		
138	306,400	339,100		
139	306,800	339,500		
140	307,200	339,900		
141	307,400	340,200		
142	307,800	340,600		
143	308,200	341,000		
144	308,600	341,400		
145	308,800	341,700		
146	309,200	342,100		
147	309,600	342,500		
148	310,000	342,900		
149	310,200	343,200		
150	310,500	343,600		
151	310,800	344,000		
152	311,100	344,400		
153	311,500	344,700		
154	311,800			
155	312,100			
156	312,400			
157	312,800			
158	313,100			
159	313,400			
160	313,700			
161	314,100			
162	314,400			
163	314,700			
164	315,000			
165	315,400			
166	315,700			

	167	316,000						
	168	316,300						
	169	316,700						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200
任期付職員			188,900					

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員	1	204,600	265,400	317,000	409,100	547,400
以外の職員	2	206,800	268,500	320,500	411,600	550,600
	3	209,000	271,600	324,000	414,100	553,800
	4	211,200	274,700	327,500	416,600	557,000
	5	213,300	277,800	331,100	419,200	560,200
	6	215,500	280,600	334,600	421,700	562,700
	7	217,700	283,400	338,100	424,200	565,200
	8	219,900	286,100	341,600	426,700	567,700
	9	222,200	288,900	345,200	429,000	570,200
	10	224,600	291,800	348,500	431,500	572,100
	11	227,000	294,700	351,800	434,000	574,000
	12	229,400	297,600	355,100	436,500	575,900
	13	231,700	300,400	358,400	438,800	577,700
	14	234,100	303,000	361,000	441,200	579,200
	15	236,500	305,600	363,600	443,600	580,700
	16	238,900	308,200	366,200	446,000	582,200
	17	241,100	310,700	368,900	448,500	583,700
	18	244,200	313,500	371,200	450,900	584,700
	19	247,300	316,300	373,500	453,300	585,700
	20	250,400	319,100	375,800	455,700	586,700
	21	253,500	321,700	378,000	458,200	587,800
	22	256,600	324,500	380,100	460,600	
	23	259,700	327,300	382,200	463,000	
	24	262,800	330,100	384,300	465,400	
	25	265,800	332,700	386,300	467,900	
	26	268,800	335,200	388,200	470,300	
	27	271,800	337,700	390,100	472,700	
	28	274,800	340,200	392,000	475,100	
	29	277,800	342,600	394,000	477,500	
	30	280,500	344,800	395,800	479,900	
	31	283,200	347,000	397,600	482,300	
	32	285,900	349,200	399,400	484,700	
	33	288,700	351,500	401,300	487,100	
	34	291,600	353,800	403,100	489,400	
	35	294,500	356,100	404,900	491,700	
	36	297,400	358,400	406,700	494,000	
	37	300,300	360,500	408,300	496,300	
	38	302,600	362,600	410,000	498,300	
	39	304,900	364,700	411,700	500,300	
	40	307,200	366,800	413,400	502,300	
	41	309,400	368,800	415,100	504,400	
	42	310,600	370,700	416,800	506,300	
	43	311,800	372,600	418,500	508,200	
	44	313,000	374,500	420,200	510,100	

45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	
86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	
88	358,900	427,500	466,200	
89	359,700	428,000	466,700	
90	360,300	428,600		
91	360,900	429,200		
92	361,500	429,800		
93	362,100	430,200		
94	362,600	430,700		
95	363,100	431,200		
96	363,600	431,700		
97	364,200	432,300		
98	364,700	432,800		

99	365,200	433,300			
100	365,700	433,800			
101	366,300	434,400			
102	366,800	434,900			
103	367,300	435,400			
104	367,800	435,900			
105	368,400	436,500			
106	368,900				
107	369,400				
108	369,900				
109	370,500				
110	371,000				
111	371,500				
112	372,000				
113	372,600				
114	373,100				
115	373,600				
116	374,100				
117	374,600				
118	375,100				
119	375,600				
120	376,100				
121	376,600				
122	377,100				
123	377,600				
124	378,100				
125	378,600				
126	379,100				
127	379,600				
128	380,100				
129	380,600				
再任用職員	287,200	299,500	322,500	409,100	547,400

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項および第3項中「100分の140」を「100分の135」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の140」を「100分の135」に、「100分の160」を「100分の155」に、「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)第8条および別表第1から別表第3までの規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定(秋田市職員給与条例第26条の改正規定を除く。)による改正前の秋田市職員給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、別に定める。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料表の特例)

6 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第13項に規定する平成17年度職員に対する改正後の条例別表第1のアの表および別表第2のウの表の規定の適用については、改正後の条例別表第1のアの表4級の欄中

「391,200	「391,200
	391,800
	392,400
	393,000
	393,700
	394,300
	394,900
	395,500
	396,200
	396,800
とあるのは	397,400
	398,000
	398,700
	399,300
	399,900
	400,500
	401,200
	401,800
	402,400
	403,000
」	403,700」

のウの表5級の欄中

「403,400	「403,400
	404,000
	404,600
	405,200
	405,700
	406,300
	406,900
	407,500
	408,000
	408,600
とあるのは	409,200
	409,800
	410,300
	410,900
	411,500
	412,100
	412,600
	413,200
	413,800
	414,400
」	414,900」

(規則への委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第53号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

規 則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第40号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条および第16条第2項中「6月」を「12月」に改める。

第17条第1項中「6月」を「12月」に、「滅失又は損傷した」を「損傷し、又は滅失した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第41号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(電子申告等)

第4条の2 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告、申請、請求その他書類の提出（以下この条において「申告等」という。）のうち必要と認めるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月17日から施行する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第42号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（保育料徴収職員）

第6条 市長の委任を受けた職員（以下「保育料徴収職員」という。）は、保育料の滞納処分のための調査、質問もしくは検査又は保育料の滞納処分を行う。

2 保育料徴収職員は、前項の規定に基づく職務を行う場合には、保育料徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表第2の次に次の様式を加える。

別記様式（第6条関係）

（表面）

← 9センチメートル →	
第 号	保育料徴収職員証
写真	所属 職・氏名 この者は、秋田市保育の実施に関する 条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11 号）第6条第1項の規定により保育料の 滞納処分のための調査、質問もしくは検 査又は保育料の滞納処分を行う者である ことを証する。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 秋田市長 印
6センチメートル	

（裏面）

注 意
1 この証は、保育料の滞納処分のための調査、質問 もしくは検査又は保育料の滞納処分を行うときは、 必ず携帯しなければならない。 2 この証は、関係人の請求があったときは、これを 提示しなければならない。 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはなら ない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市個別排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第43号

秋田市個別排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個別排水処理施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（市長が認める態様）

第8条 条例第25条第2項に規定する市長が認める態様は、家事用とする。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第44号

秋田市農業集落排水施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市農業集落排水施設条例施行規則（平成元年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（市長が認める態様）

第7条 条例第18条第2項に規定する市長が認める態様は、家事用とする。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第45号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年秋田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の14」を「100分の14.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

上下水道局管理規程

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年11月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第11号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出しを「(定例日の変更の場合の料金)」に改め、同条中「第29条」を「第29条第4項」に、「検針定例日」を「定例日」に、「ため、1月の使用日数が15日以内となったときの料金」を「場合の料金の算定について」に、「適用」を「準用」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成19年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市水道事業給水条例施行規程第20条の規定は、平成19年12月分の徴収すべき水道料金から適用し、同年11月分までの徴収すべき水道料金については、なお従前の例による。

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年11月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第12号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(管理者が認める態様)

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員	1	121,600	172,600	194,800	247,700
および任期	2	122,500	174,100	196,200	249,100
付職員以外	3	123,500	175,600	197,600	250,500
の 職 員	4	124,400	177,100	199,000	251,900
	5	125,400	178,500	200,500	253,100
	6	126,400	180,000	202,000	254,400
	7	127,400	181,500	203,500	255,700
	8	128,400	183,000	205,000	257,000
	9	129,200	184,500	206,500	258,100
	10	130,200	185,700	208,100	259,400
	11	131,200	187,000	209,700	260,700
	12	132,300	188,300	211,300	262,000
	13	133,100	189,700	212,700	263,100
	14	134,100	190,800	214,400	264,300

第9条の2 条例第13条の3第2項に規定する管理者が認める態様は、家事用とする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年11月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第13号

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(管理者が認める態様)

第8条の2 条例第17条第2項に規定する管理者が認める態様は、家事用とする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第14号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

15	135,100	192,000	216,100	265,500
16	136,100	193,200	217,800	266,700
17	137,200	194,400	219,300	267,900
18	138,400	195,600	220,500	269,100
19	139,600	196,700	221,700	270,300
20	140,800	197,800	222,900	271,500
21	141,900	198,800	224,200	272,500
22	143,100	200,000	225,800	273,600
23	144,300	201,200	227,400	274,700
24	145,500	202,400	229,000	275,800
25	146,700	203,600	230,700	276,900
26	148,200	204,900	232,200	278,000
27	149,700	206,200	233,700	279,100
28	151,200	207,500	235,200	280,200
29	152,600	208,800	236,600	281,300
30	154,100	210,100	238,000	282,400
31	155,600	211,400	239,400	283,500
32	157,100	212,700	240,800	284,600
33	158,600	213,800	242,100	285,500
34	160,400	215,200	243,500	286,600
35	162,200	216,600	244,900	287,700
36	164,000	218,000	246,300	288,800
37	165,800	219,200	247,600	289,700
38	167,500	220,500	249,000	290,700
39	169,200	221,800	250,400	291,700
40	170,900	223,100	251,800	292,700
41	172,500	224,200	253,000	293,600
42	173,900	225,400	254,300	294,600
43	175,300	226,600	255,600	295,600
44	176,700	227,800	256,900	296,600
45	178,200	229,000	258,000	297,400
46	179,600	230,200	259,200	298,300
47	181,000	231,400	260,400	299,200
48	182,400	232,600	261,600	300,100
49	183,700	233,800	262,900	301,000
50	184,900	235,000	264,100	301,900
51	186,100	236,200	265,300	302,800
52	187,300	237,400	266,500	303,700
53	188,400	238,600	267,600	304,500
54	189,500	239,600	268,800	305,300
55	190,600	240,600	270,000	306,100
56	191,700	241,600	271,200	306,900
57	192,800	242,700	272,200	307,700
58	193,900	243,700	273,300	308,500
59	195,000	244,700	274,400	309,300
60	196,100	245,700	275,500	310,100
61	197,200	246,700	276,600	310,700
62	198,100	247,600	277,700	311,400
63	199,000	248,500	278,800	312,100
64	199,900	249,400	279,900	312,800
65	200,600	250,400	281,000	313,500
66	201,400	251,200	281,900	314,100
67	202,200	252,000	282,800	314,700
68	203,000	252,800	283,700	315,300

69	203,800	253,600	284,600	316,000
70	204,400	254,200	285,400	316,500
71	205,000	254,800	286,200	317,000
72	205,600	255,400	287,000	317,500
73	206,300	255,900	287,900	317,800
74	207,000	256,400	288,700	318,300
75	207,700	256,900	289,500	318,800
76	208,500	257,400	290,300	319,300
77	208,900	258,000	291,100	319,600
78	209,600	258,500	291,700	320,000
79	210,300	259,000	292,300	320,400
80	211,000	259,500	292,900	320,800
81	211,700	259,900	293,400	321,300
82	212,400	260,200	294,000	321,700
83	213,100	260,500	294,600	322,100
84	213,800	260,800	295,200	322,500
85	214,500	261,200	295,700	322,900
86	215,200	261,600	296,300	323,300
87	215,900	262,000	296,900	323,700
88	216,600	262,400	297,500	324,100
89	217,200	262,600	297,900	324,400
90	217,800	263,000	298,400	324,800
91	218,400	263,400	298,900	325,200
92	219,000	263,800	299,400	325,600
93	219,500	264,200	299,900	325,900
94	220,000	264,600	300,400	326,300
95	220,500	265,000	300,900	326,700
96	221,000	265,400	301,400	327,100
97	221,600	265,600	301,800	327,400
98	222,100	265,900	302,300	327,800
99	222,600	266,200	302,800	328,200
100	223,100	266,500	303,300	328,600
101	223,700	266,900	303,700	328,900
102	224,300	267,200	304,100	
103	224,900	267,500	304,500	
104	225,500	267,800	304,900	
105	225,900	268,100	305,300	
106	226,400	268,400	305,700	
107	226,900	268,700	306,100	
108	227,400	269,000	306,500	
109	227,800	269,300	306,900	
110	228,300	269,600	307,300	
111	228,800	269,900	307,700	
112	229,300	270,200	308,100	
113	229,800	270,500	308,400	
114	230,300	270,800	308,800	
115	230,800	271,100	309,200	
116	231,300	271,400	309,600	
117	231,700	271,700	309,900	
118	232,100	272,000	310,300	
119	232,500	272,300	310,700	
120	232,900	272,600	311,100	
121	233,300	272,800	311,400	
122		273,100	311,800	

123			273,400	312,200	
124			273,700	312,600	
125			273,800	312,800	
126			274,100	313,200	
127			274,400	313,600	
128			274,700	314,000	
129			274,800	314,200	
130			275,100	314,600	
131			275,400	315,000	
132			275,700	315,400	
133			275,800	315,600	
134			276,100		
135			276,400		
136			276,700		
137			276,800		
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700
任期付職員		137,200			

備 考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

附 則

（施行期日等）

- この訓令は、公布の日から施行し、改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程および附則第3項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の規定は、平成19年4月1日から適用する。
（号俸の調整等）
- この訓令の規定による職員の号俸の調整その他必要な措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職

員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年秋田市条例第52号）に従って行われる職員の例による。

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2)（附則第2項関係）

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	262,300
2	136,700	187,600	224,800	264,400
3	137,900	189,400	226,700	266,500
4	139,000	191,200	228,500	268,600
5	140,100	192,800	230,200	270,700
6	141,200	194,600	232,100	272,800
7	142,300	196,400	234,000	274,900
8	143,400	198,200	235,800	277,000
9	144,500	200,000	237,700	279,100
10	145,900	201,800	239,600	281,200
11	147,200	203,600	241,500	283,300
12	148,500	205,400	243,400	285,400
13	149,800	207,000	245,300	287,500
14	151,300	208,900	247,200	289,600
15	152,800	210,800	249,000	291,700
16	154,400	212,700	250,800	293,800
17	155,700	214,600	252,600	295,900
18	157,200	216,500	254,600	298,000
19	158,700	218,400	256,600	300,100

20	160,200	220,300	258,600	302,200
21	161,600	222,000	260,500	304,300
22	164,300	223,900	262,400	306,400
23	166,900	225,800	264,300	308,500
24	169,500	227,700	266,200	310,600
25	172,200	229,500	268,200	312,600
26	173,900	231,300	270,100	314,700
27	175,600	233,100	272,000	316,800
28	177,300	234,900	273,900	318,900
29	178,800	236,500	275,800	320,900
30	180,600	238,000	277,700	323,000
31	182,400	239,500	279,600	325,100
32	184,200	241,000	281,500	327,200
33	185,800	242,500	283,200	329,100
34	187,300	244,000	285,100	331,200
35	188,800	245,500	287,000	333,300
36	190,300	247,100	288,900	335,400
37	191,600	248,400	290,600	337,300
38	192,900	250,000	292,400	339,300
39	194,200	251,600	294,200	341,300
40	195,500	253,200	296,000	343,300
41	196,900	254,600	297,900	345,200
42	198,200	256,000	299,600	347,100
43	199,500	257,400	301,300	349,000
44	200,800	258,800	303,000	350,900
45	202,000	260,100	304,700	352,800
46	203,300	261,500	306,400	354,400
47	204,600	262,900	308,100	356,000
48	205,900	264,300	309,800	357,600
49	207,100	265,600	311,300	359,300
50	208,200	266,900	312,900	360,500
51	209,300	268,200	314,500	361,700
52	210,400	269,500	316,100	362,900
53	211,600	270,600	317,800	363,900
54	212,600	271,900	319,400	365,000
55	213,600	273,200	321,000	366,100
56	214,600	274,500	322,600	367,200
57	215,600	275,700	324,100	368,100
58	216,600	276,800	325,300	368,800
59	217,600	277,900	326,500	369,500
60	218,600	279,000	327,700	370,200
61	219,600	280,200	328,800	370,800
62	220,600	281,200	329,800	371,500
63	221,600	282,200	330,800	372,200
64	222,600	283,200	331,800	372,900
65	223,400	284,200	332,700	373,400
66	224,400	285,100	333,500	374,100
67	225,400	286,000	334,300	374,800
68	226,500	286,900	335,100	375,500
69	227,300	287,900	336,000	376,000
70	228,100	288,700	336,700	376,700
71	228,900	289,500	337,400	377,400
72	229,700	290,300	338,100	378,100
73	230,500	291,100	338,600	378,600

74	231,200	291,600	339,200	379,300
75	231,900	292,100	339,800	380,000
76	232,600	292,600	340,400	380,700
77	233,400	293,000	340,800	381,200
78	234,200	293,400	341,300	381,800
79	235,000	293,800	341,800	382,400
80	235,800	294,200	342,300	383,000
81	236,500	294,500	342,800	383,700
82	237,200	294,900	343,300	384,300
83	237,900	295,300	343,800	384,900
84	238,600	295,700	344,300	385,500
85	239,400	296,000	344,800	386,200
86	240,100	296,400	345,300	386,800
87	240,800	296,800	345,800	387,400
88	241,500	297,200	346,300	388,000
89	242,300	297,500	346,700	388,700
90	242,800	297,900	347,200	389,300
91	243,300	298,300	347,700	389,900
92	243,800	298,700	348,200	390,500
93	244,100	298,900	348,500	391,200
94		299,300	349,000	
95		299,700	349,500	
96		300,100	350,000	
97		300,300	350,300	
98		300,700	350,800	
99		301,100	351,300	
100		301,500	351,800	
101		301,700	352,100	
102		302,100	352,500	
103		302,500	352,900	
104		302,900	353,300	
105		303,100	353,800	
106		303,500	354,200	
107		303,900	354,600	
108		304,300	355,000	
109		304,500	355,500	
110		304,900	355,900	
111		305,300	356,300	
112		305,700	356,700	
113		305,900	357,200	
114		306,300		
115		306,700		
116		307,100		
117		307,300		
118		307,600		
119		307,900		
120		308,200		
121		308,600		
122		308,900		
123		309,200		
124		309,500		
125		309,900		

告 示

秋田市告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100251
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	グループホーム・つばき苑 秋田市雄和椿川字小鹿野戸39番地2
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 グループホーム・つばき苑 秋田市榎山登町12-50-801 代表取締役 佐 藤 常 雄 秋田市榎山登町12-50-801
指定の年月日	平成19年10月29日
サービスの種類	認知症対応型通所介護

秋田市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100251
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	グループホーム・つばき苑 秋田市雄和椿川字小鹿野戸39番地2
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 グループホーム・つばき苑 秋田市榎山登町12-50-801 代表取締役 佐 藤 常 雄 秋田市榎山登町12-50-801
指定の年月日	平成19年10月29日
サービスの種類	介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100244
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	マリアの家 秋田市寺内蛭根二丁目6-34
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 聖心の布教姉妹会 神奈川県藤沢市本藤沢三丁目4-19 理事長 後 藤 澄 子

	神奈川県藤沢市本藤沢三丁目4-19
指定の年月日	平成19年10月29日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100244
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	マリアの家 秋田市寺内蛭根二丁目6-34
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	社会福祉法人 聖心の布教姉妹会 神奈川県藤沢市本藤沢三丁目4-19 理事長 後 藤 澄 子 神奈川県藤沢市本藤沢三丁目4-19
指定の年月日	平成19年10月29日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100269
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 和ごや家 秋田市下北手松崎字前谷地141番地1
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 在宅ケアセンター 秋田市東通三丁目9-31 取締役 高 貝 博 美 秋田市手形山北町9-12
指定の年月日	平成19年10月31日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100269
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 和ごや家 秋田市下北手松崎字前谷地141番地1
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	有限会社 在宅ケアセンター

請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	秋田市東通三丁目9-31 取締役 高 貝 博 美 秋田市手形山北町9-12
指定の年月日	平成19年10月31日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100277
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能ホーム ふきのとう 秋田市濁川字家ノ前113番地
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	企業組合 秋田福祉サービス 秋田市手形字上川原41番地6 代表理事 鎌 田 憲 悦 秋田県南秋田郡井川町北川尻字下田表八十刈202番地209
指定の年月日	平成19年11月1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の11第1項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の18の規定により告示する。

平成19年11月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0590100277
指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能ホーム ふきのとう 秋田市濁川字家ノ前113番地
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	企業組合 秋田福祉サービス 秋田市手形字上川原41番地6 代表理事 鎌 田 憲 悦 秋田県南秋田郡井川町北川尻字下田表八十刈202番地209
指定の年月日	平成19年11月1日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第275号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,127,618	千円 1,645	千円 1,129,263
	1 分担金	1,000	1,645	2,645
15 国庫支出金		12,605,107	96,580	12,701,687

ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第276号

次の担保権設定等財産の差押通知書は、根抵当権者の事務所および事業所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の差押通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年11月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
宮城県石巻市鑄銭場6番6号
株式会社 仙石毛利金融
- 2 送達する書類名
担保権設定等財産の差押通知書 1通

秋田市告示第277号

平成19年11月5日の「平成19年11月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成19年11月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成19年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,945,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

	1 国庫負担金	9,714,156	35,940	9,750,096
	2 国庫補助金	2,795,353	60,640	2,855,993
20 繰越金		886,667	7,312	893,979
	1 繰越金	886,667	7,312	893,979
22 市債		9,164,200	35,300	9,199,500
	1 市債	9,164,200	35,300	9,199,500
歳入	合計	113,804,436	140,837	113,945,273

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 2,026,190	千円 2,104	千円 2,028,294
	1 農業費	1,630,636	2,104	1,632,740
11 災害復旧費		5	138,733	138,738
	1 農林水産施設災害復旧費	2	84,847	84,849
	2 公共土木施設災害復旧費	1	53,886	53,887
歳出	合計	113,804,436	140,837	113,945,273

第2表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農林水産施設災害復旧費	—	17,500	17,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
公共土木施設災害復旧費	—	17,800	17,800			
計	9,164,200	35,300	9,199,500			

秋田市告示第278号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	添川広面線	秋田市添川字蓬田28番2地先 秋田市広面字二階堤25番1地先	2,895.6	5.00 ～ 37.00

新	添川広面線	秋田市添川字蓬田2番7地先 秋田市広面字二階堤25番1地先	2,847.3	5.00 ～ 37.00
---	-------	----------------------------------	---------	--------------------

2 縦覧期間

平成19年11月9日から
平成19年11月22日まで

市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第279号

市道路線供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

1 道路の供用廃止の区間

整理番号	路線名	供用廃止区間
80061	矢坂1号線	秋田市添川字矢坂74番1地先 秋田市添川字矢坂73番4地先

2 供用廃止の期日

平成19年11月9日

3 縦覧期間

平成19年11月9日から
平成19年11月22日まで

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第281号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第280号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年11月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 57台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成19年10月1日から同年10月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年11月26日から平成20年5月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成19年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第282号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成19年度秋田市文化章受章者の氏名および事績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成19年11月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 表彰の種類 秋田市文化章

2 表彰した者の氏名 長谷山 芳 喜（本名 長谷山 陽子）

3 事績の概要

長年にわたり煎茶道の普及発展に努めるとともに各種茶会の企画運営に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

1 表彰の種類 秋田市文化章

2 表彰した者の氏名 岡部 いさむ（本名 岡部 勇作）

3 事績の概要

長年にわたり俳句文芸の普及振興に努めるとともに俳句をとおして地域活動や青少年の育成に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

1 表彰の種類 秋田市文化章

2 表彰した者の氏名 西村 紀一郎

3 事績の概要

長年にわたり石油製品の安定確保と供給に努め市民生活および地域経済の発展に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年11月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	笹 淵 大志	市立体育館および附属地の使用料、八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第284号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年11月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年11月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市仁井田中丁町内会
- 2 認可年月日
平成15年2月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

変更年月日	変更後	変更前
平成18年2月5日	熊井 良太郎 秋田市仁井田本町三丁目6番50号	工藤 政直 秋田市仁井田本町三丁目8番10号
平成19年10月14日	藤原 一 彌 秋田市仁井田本町四丁目5番36号	熊井 良太郎 秋田市仁井田本町三丁目6番50号

- 4 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第286号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年11月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
佐々木 文 憲
秋田市八橋南二丁目3番15号
- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第287号

平成19年11月28日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成19年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件
- 2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 3 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件
- 4 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件

秋田市告示第288号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成19年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番5号	平成19年12月1日

秋田市告示第289号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年11月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 17台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

- 等放置規制区域 9台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年11月1日から同年11月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年12月10日から平成20年6月10日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第290号

平成19年12月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

1 指定

名 称	所 在 地	指定年月日
リフレッシュコア茨島	秋田市茨島四丁目12番43号	平成19年10月1日
河辺荘通所介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	平成19年10月1日
ニコニコ訪問看護ステーション	秋田市下新城中野字琵琶沼232番地1	平成19年9月1日
半田薬局	秋田市将軍野東一丁目5番18号	平成19年10月15日
はまなす歯科クリニック	秋田市外旭川字前谷地41番地1	平成19年10月7日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番5号	平成19年10月25日
デイサービスほくと	秋田市下新城中野字街道端西11番地1	平成19年11月1日
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号	平成19年11月1日
ケアサービスセンター	秋田市外旭川字三後田200番地	平成19年11月9日
ハッピー秋田南・ヘルパーステーション	秋田市仁井田本町一丁目2番40号	平成19年11月1日
ハッピー秋田南・居宅介護支援事業所	秋田市仁井田本町一丁目2番40号	平成19年11月1日
ハッピー秋田中央・ヘルパーステーション	秋田市八橋大畑二丁目1番2号	平成19年11月1日

2 変更

名 称	変 更 事 項 (所在地・名称)		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
秋田県高齢協ケアマネジメントセンター	秋田県高齢協秋田西事業所	秋田県高齢協ケアマネジメントセンター	平成19年4月1日
秋田県高齢協訪問介護事業所	秋田県高齢協秋田西事業所	秋田県高齢協訪問介護事業所	平成19年4月1日
ケアプランセンターふきのとう企業組合秋田福祉サービス	秋田市手形字上川原41番地6	秋田市濁川字家ノ前113番地	平成19年11月1日
ホームヘルプサービスふきのとう企業組合秋田福祉サービス	秋田市手形字上川原41番地6	秋田市濁川字家ノ前113番地	平成19年11月1日

平成19年11月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第291号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 南ヶ丘地区計画
- 都市計画を定める土地の区域
秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢および字二タ子沢地内ならびに上北手猿田字四ツ小屋および字苗代沢地内
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第292号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、廃止および休止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
はまなす 歯科 永瀬クリニック	秋田市広面字小沼古川端 97番地 2	平成19年 10月 6 日
秋 田 県 高 齢 協 訪問介護事業所	秋田市寺内蛭根三丁目 5 番11号	平成19年 8 月31日
株式会社コムスン 秋 田 中 央 ケアセンター	秋田市八橋大畑二丁目 1 番 2 号	平成19年 10月31日
株式会社コムスン あきたみなみ ケアセンター	秋田市仁井田本町一丁目 2 番40号	平成19年 10月31日

4 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
秋 田 県 高 齢 協 ケアマネジメント セ ン タ ー	秋田市寺内蛭根三丁目 5 番11号	平成19年 9 月30日

秋田市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
下 北 手 か ね た 歯科クリニック	秋田市下北手松崎字家ノ 前182番地 3	平成19年 10月10日
半 田 薬 局	秋田市將軍野東一丁目 5 番18号	平成19年 10月15日
はまなす 歯科 ク リ ニ ッ ク	秋田市外旭川字前谷地41 番地 1	平成19年 10月 7 日

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	新旧別	路 線 名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番 1 地先 秋田市広面字広面269番 4 地先	1,387.3	4.70 ～ 12.10
	新	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番 1 地先 秋田市広面字広面269番 4 地先	1,387.3	4.70 ～ 12.10

2 縦覧期間

平成19年11月30日から
平成19年12月13日まで

秋田市告示第295号

平成19年11月29日、行旅死亡者を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡者取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 本籍、住所、氏名
不詳
- 2 性別
女性
- 3 人相、体格、特徴等
身長161センチやせ形、右腕内側に手術痕、右太股と脇腹に火傷の跡、推定年齢60歳前後
- 4 発見年月日

か ん 眼 科	秋田市八橋本町五丁目 5 番20号	平成19年 10月 2 日
すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪24番 5 号	平成19年 10月25日
新 田 医 院	秋田市泉一ノ坪26番23号	平成19年 11月 1 日
佐 藤 内 科 医 院	秋田市將軍野南一丁目10 番55号	平成19年 10月 5 日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
半 田 薬 局 自衛隊前店	半 田 薬 局	半 田 薬 局 自衛隊前店	平成19年 9 月 1 日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有 限 会 社 スマイル薬局	秋田市將軍野東一丁目 4 番38号	平成19年 10月14日
はまなす 歯科 永瀬クリニック	秋田市広面字小沼古川端 97番地 2	平成19年 10月 6 日
新 田 医 院	秋田市泉一ノ坪26番 7 号	平成19年 10月31日
佐 藤 内 科 医 院	秋田市將軍野南一丁目10 番55号	平成19年 10月 4 日

秋田市告示第294号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 平成19年11月19日
- 5 死亡場所又は発見場所
秋田市茨島六丁目地内の一般住宅
- 6 死亡年月日
平成19年11月19日頃
- 7 処置
平成19年11月26日まで秋田中央警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成19年11月28日に死体を引き取り、平成19年11月29日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨は、秋田市榭山古川新町68番地の長泉寺に安置している。
- 8 連絡先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話番号 018-866-2090

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成19年11月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室

に教育委員会定例会を招集する。

平成19年11月19日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

選 管 告 示

秋市選管告示第68号

平成19年11月5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成19年11月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年10月29日	藤原 義雄	男	秋田市雄和田草川字本田187番地	昭和15年10月12日	農 業
2	平成19年10月29日	佐藤 浩	男	秋田市雄和田草川字本田143番地1	昭和32年6月30日	会社員
3	平成19年10月29日	伊藤 順一	男	秋田市雄和田草川字本田127番地1	昭和23年3月27日	農 業
4	平成19年10月29日	佐藤 春美	男	秋田市雄和田草川字本田134番地1	昭和34年2月8日	会社員
5	平成19年10月29日	舟山 義勝	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	昭和24年9月9日	建設業
6	平成19年10月29日	金 茂男	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸48番地1	昭和25年9月11日	農 業
7	平成19年10月29日	渡辺 慶喜	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸98番地	昭和24年4月1日	農 業
8	平成19年10月29日	齊藤 利廣	男	秋田市雄和芝野新田字上窪3番地2	昭和25年10月21日	農 業
9	平成19年10月29日	齊藤 清孝	男	秋田市雄和芝野新田字中台96番地	昭和25年8月13日	農 業
10	平成19年10月29日	柏谷 英喜	男	秋田市雄和芝野新田字中台76番地	昭和26年4月21日	会 社 役 員
11	平成19年10月29日	佐藤 宏	男	秋田市雄和芝野新田字中台115番地	昭和28年2月26日	農 業
12	平成19年10月29日	柏谷 重春	男	秋田市雄和芝野新田字中台110番地2	昭和28年5月13日	会社員
13	平成19年10月29日	佐藤 文博	男	秋田市雄和芝野新田字中台15番地1	昭和26年1月15日	会社員
14	平成19年10月29日	堀井 良美	男	秋田市雄和田草川字沖村42番地	昭和25年9月15日	会社員
15	平成19年10月29日	堀井 進	男	秋田市雄和田草川字沖村119番地	昭和24年7月22日	農 業

16	平成19年 10月29日	深 井 一 徳	男	秋田市雄和田草川字沖村39番地	昭和24年12月25日	農 業
17	平成19年 10月29日	池 田 浩富美	男	秋田市雄和田草川字山崎37番地	昭和38年 8月26日	会社員
18	平成19年 10月29日	佐 藤 藤 美	男	秋田市雄和田草川字山崎114番地	昭和27年11月22日	会社員
19	平成19年 10月29日	堀 井 廣 睦	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	昭和26年 8月30日	自営業
20	平成19年 10月29日	鈴 木 寿	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	昭和31年 2月25日	会社員
21	平成19年 10月29日	榎 孝 志	男	秋田市四ツ小屋字城下当場 4 番地 6	昭和28年 9月 4日	地 方 公務員
22	平成19年 10月29日	伊 藤 正 弘	男	秋田市四ツ小屋字城下当場56番地 1	昭和15年 6月 6日	農 業

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 10月29日	鎌 田 清 敏	男	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地	昭和23年 4月 6日	農 業
2	平成19年 10月29日	鈴 木 毅	男	秋田市河辺戸島字中川原29番地	昭和19年 9月23日	農 業
3	平成19年 10月29日	川 村 清 晴	男	秋田市河辺戸島字本町137番地	昭和27年 2月 6日	会社員
4	平成19年 10月29日	鈴 木 金市郎	男	秋田市河辺戸島字本町261番地	昭和15年 2月 7日	農 業
5	平成19年 10月29日	時 田 俊 明	男	秋田市河辺戸島字本町157番地	昭和21年11月 8日	会社員
6	平成19年 10月29日	高 屋 孫三郎	男	秋田市河辺戸島字中川原105番地	昭和23年 8月28日	農 業
7	平成19年 10月29日	岡 部 金 利	男	秋田市河辺戸島字町尻68番地 3	昭和22年 9月25日	農 業
8	平成19年 10月29日	関 正 美	男	秋田市河辺戸島字本町286番地	昭和33年 4月15日	農 業
9	平成19年 10月29日	佐々木 昭 夫	男	秋田市河辺戸島字本町252番地	昭和15年12月24日	農 業
10	平成19年 10月29日	足 利 善 悦	男	秋田市河辺畑谷字大又153番地	昭和25年 3月29日	農 業
11	平成19年 10月29日	足 利 重 秋	男	秋田市河辺畑谷字中村10番地	昭和17年10月14日	農 業
12	平成19年 10月29日	堀 井 建 一	男	秋田市河辺畑谷字丸山200番地	昭和15年 1月15日	農 業
13	平成19年 10月29日	堀 井 榮 策	男	秋田市河辺畑谷字中村16番地 1	昭和26年 2月 6日	会社員

秋市選管告示第69号

平成19年11月 5日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において当選した次の者に、平成19年11月 6日当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成19年11月 6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 10月29日	藤 原 義 雄	男	秋田市雄和田草川字本田187番地	昭和15年10月12日	農 業
2	平成19年 10月29日	佐 藤 浩	男	秋田市雄和田草川字本田143番地1	昭和32年6月30日	会 社 員
3	平成19年 10月29日	伊 藤 順 一	男	秋田市雄和田草川字本田127番地1	昭和23年3月27日	農 業
4	平成19年 10月29日	佐 藤 春 美	男	秋田市雄和田草川字本田134番地1	昭和34年2月8日	会 社 員
5	平成19年 10月29日	舟 山 義 勝	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	昭和24年9月9日	建 設 業
6	平成19年 10月29日	金 茂 男	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸48番地1	昭和25年9月11日	農 業
7	平成19年 10月29日	渡 辺 慶 喜	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸98番地	昭和24年4月1日	農 業
8	平成19年 10月29日	齊 藤 利 廣	男	秋田市雄和芝野新田字上窪3番地2	昭和25年10月21日	農 業
9	平成19年 10月29日	齊 藤 清 孝	男	秋田市雄和芝野新田字中台96番地	昭和25年8月13日	農 業
10	平成19年 10月29日	柏 谷 英 喜	男	秋田市雄和芝野新田字中台76番地	昭和26年4月21日	会 社 役 員
11	平成19年 10月29日	佐 藤 宏	男	秋田市雄和芝野新田字中台115番地	昭和28年2月26日	農 業
12	平成19年 10月29日	柏 谷 重 春	男	秋田市雄和芝野新田字中台110番地2	昭和28年5月13日	会 社 員
13	平成19年 10月29日	佐 藤 文 博	男	秋田市雄和芝野新田字中台15番地1	昭和26年1月15日	会 社 員
14	平成19年 10月29日	堀 井 良 美	男	秋田市雄和田草川字沖村42番地	昭和25年9月15日	会 社 員
15	平成19年 10月29日	堀 井 進	男	秋田市雄和田草川字沖村119番地	昭和24年7月22日	農 業
16	平成19年 10月29日	深 井 一 徳	男	秋田市雄和田草川字沖村39番地	昭和24年12月25日	農 業
17	平成19年 10月29日	池 田 浩 富 美	男	秋田市雄和田草川字山崎37番地	昭和38年8月26日	会 社 員
18	平成19年 10月29日	佐 藤 藤 美	男	秋田市雄和田草川字山崎114番地	昭和27年11月22日	会 社 員
19	平成19年 10月29日	堀 井 廣 睦	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	昭和26年8月30日	自 営 業
20	平成19年 10月29日	鈴 木 寿	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	昭和31年2月25日	会 社 員
21	平成19年 10月29日	榎 孝 志	男	秋田市四ツ小屋字城下当場4番地6	昭和28年9月4日	地 方 公 務 員
22	平成19年 10月29日	伊 藤 正 弘	男	秋田市四ツ小屋字城下当場56番地1	昭和15年6月6日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 10月29日	鎌 田 清 敏	男	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地	昭和23年4月6日	農 業
2	平成19年 10月29日	鈴 木 毅	男	秋田市河辺戸島字中川原29番地	昭和19年9月23日	農 業

3	平成19年 10月29日	川 村 清 晴	男	秋田市河辺戸島字本町137番地	昭和27年 2 月 6 日	会社員
4	平成19年 10月29日	鈴 木 金市郎	男	秋田市河辺戸島字本町261番地	昭和15年 2 月 7 日	農 業
5	平成19年 10月29日	時 田 俊 明	男	秋田市河辺戸島字本町157番地	昭和21年11月 8 日	会社員
6	平成19年 10月29日	高 屋 孫三郎	男	秋田市河辺戸島字中川原105番地	昭和23年 8 月28日	農 業
7	平成19年 10月29日	岡 部 金 利	男	秋田市河辺戸島字町尻68番地 3	昭和22年 9 月25日	農 業
8	平成19年 10月29日	関 正 美	男	秋田市河辺戸島字本町286番地	昭和33年 4 月15日	農 業
9	平成19年 10月29日	佐々木 昭 夫	男	秋田市河辺戸島字本町252番地	昭和15年12月24日	農 業
10	平成19年 10月29日	足 利 善 悦	男	秋田市河辺畑谷字大又153番地	昭和25年 3 月29日	農 業
11	平成19年 10月29日	足 利 重 秋	男	秋田市河辺畑谷字中村10番地	昭和17年10月14日	農 業
12	平成19年 10月29日	堀 井 建 一	男	秋田市河辺畑谷字丸山200番地	昭和15年 1 月15日	農 業
13	平成19年 10月29日	堀 井 榮 策	男	秋田市河辺畑谷字中村16番地 1	昭和26年 2 月 6 日	会社員

秋市選管告示第70号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第25条の規定により河辺土地改良区総代の補欠選挙を次のとおり行う。

平成19年11月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成19年11月26日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数

- 第1選挙区 1人
- 第2選挙区 2人
- 第3選挙区 1人
- 第4選挙区 1人

秋市選管告示第71号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人を次のとおり選任した。

平成19年11月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

河辺土地改良区総代の補欠選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市河辺赤平字中村 54番地	菅 原 正 人
	職務 代理者	秋田市河辺高岡字河原 田下段415番地	中 村 幸 光
	選 挙 立会人	秋田市河辺赤平字小蟹 沢47番地	田 口 三 男

第 2 選挙区	選 挙 立会人	秋田市河辺高岡字河原 田下段370番地 3	佐々木 和 昭
	選挙長	秋田市河辺諸井字福神 28番地 2	進 藤 芳 明
	職 務 代理者	秋田市河辺諸井字大部 264番地	田 近 金 一
	選 挙 立会人	秋田市河辺諸井字上諸 井44番地	進 藤 栄 孝
第 3 選挙区	選 挙 立会人	秋田市河辺諸井字下川 原183番地 2	熊 谷 新 助
	選挙長	秋田市河辺和田字式田 下袋45番地 1	石 井 政 直
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字和田 107番地	高 橋 一 義
	選 挙 立会人	秋田市河辺和田字坂本 北321番地	田 近 耕 吉
第 4 選挙区	選 挙 立会人	秋田市河辺和田字岡村 356番地 2	鈴 木 清 隆
	選挙長	秋田市河辺北野田高屋 字茱萸野78番地	早 川 昭 良
	職 務 代理者	秋田市河辺松測字松測 29番地 7	高 橋 俊 夫
	選 挙 立会人	秋田市河辺松測字川原 田34番地	長谷川 精 二
	選 挙 立会人	秋田市河辺松測字松測 23番地	伊 藤 隆 治

秋市選管告示第72号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成19年11月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	高 橋 幸 夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年 5 月 6 日	農 業
2	平成19年 11月19日	渡 部 興 市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年 3 月 7 日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	熊 谷 好 徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年 3 月 14 日	農 業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	齊 藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地 1	昭和21年 9 月 20 日	農 業

秋市選挙告示第73号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙において当選した次の者に、平成19年11月27日当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定

により告示する。

平成19年11月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	高 橋 幸 夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年 5 月 6 日	農 業
2	平成19年 11月19日	渡 部 興 市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年 3 月 7 日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	熊 谷 好 徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年 3 月 14 日	農 業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 11月19日	齊 藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地1	昭和21年9月20日	農 業

秋市選管告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成19年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成19年11月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年12月3日から
平成19年12月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第75号

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条の規定により檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を次のように定めたので同条第3項の規定により告示する。

平成19年11月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

1 指定排水設備工事業者の指定

No.	指 定 業 者	代 表 者	所 在 地
1	アイススペース株式会社	相 場 一 宏	秋田市新屋松美ガ丘北町8番51号
2	有限会社アイセイ工業	亀 谷 勇	秋田市泉中央三丁目16番5号
3	株式会社相場水道施設工業	相 場 和 也	秋田市仁井田字大野299番地
4	株式会社アオキョウ秋田温水器サービスセンター	國 枝 寛 之	秋田市外旭川八柳三丁目14番50号
5	秋田住設	田 口 清 和	秋田市桜ガ丘四丁目2番地2 県営住宅4棟303号
6	有限会社アキタ設備サービス	大 塚 誠	秋田市横森二丁目1番18号
7	秋田日化サービス株式会社	田 中 三知也	秋田市外旭川字三千刈106番地1
8	有限会社秋田ホーム	伊 藤 鑛 運	秋田市新屋豊町5番17号
9	株式会社アクネス・シモマ	下 間 俊 悦	男鹿市船越字杉山25番地19
10	株式会社足利工務店	足 利 公 雄	秋田市河辺和田字岡村239番地
11	株式会社あたご	佐 藤 義 孝	秋田市檜山愛宕下11番61号
12	有限会社天新工業	天 野 新兵衛	男鹿市脇本脇本字上谷地140番地1
13	天野コーポレーション	天 野 好 視	潟上市天王字長沼144番地99
14	有限会社アメニティユニオン	斎 藤 信 次	由利本荘市西日町沼田字新道下287番地5
15	A Y A 企画	工 藤 重 美	南秋田郡八郎潟町夜又袋字中羽立25番地
16	株式会社石黒組	石 黒 力	秋田市浜田字石山36番地5
17	石黒住設	石 黒 兼 夫	秋田市松美ガ丘南町15番35号 アーバンティ松美ケ丘105号
18	イシケン設備	石 川 雅 義	秋田市飯島松根東町6番24号
19	市川工業株式会社	菊 地 武 夫	秋田市寺内字イサノ123番地2

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成19年12月6日 午前9時

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成19年11月19日午後2時河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年11月12日

- 秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作
- 1 案 件 秋田市寺内見桜三丁目2番29号 奥山義博の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外28件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第62号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示する。

平成19年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

20	イトウ管工有限会社	伊 藤 正 博	秋田市土崎港北三丁目5番39号
21	伊藤水道	伊 藤 隆 治	秋田市河辺松測字松測23番地
22	有限会社伊藤石油設備機器販売	伊 藤 隆 次	秋田市大住一丁目1番34号
23	いとう設備	伊 藤 久 男	秋田市寺内神屋敷16番11号
24	伊藤設備	伊 藤 龍 一	潟上市天王字上江川47番地988
25	イワヤ設備	岩 谷 豊 二	秋田市泉中央六丁目10番9号
26	ウォータークリニック	澤 田 健 二	秋田市仁井田目長田二丁目2番17号
27	羽後設備株式会社	佐 藤 裕 之	秋田市泉中央二丁目2番29号
28	宇佐美住設	宇佐美 剛	秋田市下浜羽川字家ノ腰10番地
29	有限会社SK工業	小 林 秀 樹	秋田市山王中園町11番7号
30	エスケーガステム株式会社	鈴 木 克 彦	男鹿市船越字船越401番地3
31	有限会社エス・ケー管理センター	佐々木 一 夫	秋田市八橋大畑二丁目10番1号
32	合資会社M. S. C設備企画	武 藤 和 男	秋田市榎山本町5番17号
33	有限会社大内水道施設	佐々木 奈穂子	由利本荘市小栗山字横道3番地
34	有限会社大見工業	大 見 和 夫	秋田市外旭川字大谷地39番地37
35	有限会社大山水道	大 山 司	秋田市河辺松測字街道北74番地2
36	株式会社小田嶋産業	小田嶋 光 榮	大仙市協和境字荊谷沢43番地
37	小野産業株式会社	小 野 恭二郎	南秋田郡八郎潟町字大道9番地
38	御野場加藤設備	加 藤 信 夫	秋田市御野場六丁目4番6号
39	おのば住設	伊 藤 秋 雄	秋田市御野場三丁目8番3号
40	オリエント渡部	渡 部 義 隆	秋田市飯島字南場掛210番地2
41	有限会社角間川設備工業	岸 竹 一	大仙市角間川町字東元道巻137番地3
42	有限会社ガス器具委託センター	高田屋 憲 次	秋田市土崎港中央一丁目15番44号
43	株式会社ガス水道メンテサービス	長 野 勉	由利本荘市松街道70番地1
44	株式会社カトー設備	加 藤 隼	秋田市八橋新川向3番16号
45	加成設備工業	加 成 勇	秋田市東通七丁目1番13号
46	鎌田設備工業	鎌 田 秀 樹	潟上市天王字蒲沼76番地3
47	株式会社カミオ	谷 藤 健 二	秋田市將軍野南三丁目9番4号
48	川上設備工業	川 上 新	潟上市昭和豊川竜毛字坂の下2番地
49	有限会社菅野工務店	菅 野 貴実雄	秋田市仁井田本町一丁目16番3号
50	菊地設備	菊 地 励 美	秋田市仁井田目長田一丁目9番30号
51	有限会社北島建設	角 田 一 美	秋田市泉中央二丁目3番26号
52	木場株式会社	木 場 勝 之	秋田市仁井田二ツ屋一丁目1番27号
53	キバ水道株式会社	木 場 広 美	秋田市桜一丁目16番17号
54	久八建設株式会社	鈴 木 正 美	秋田市上北手百崎字石川105番地の1
55	株式会社協設	吉 田 孝 二	秋田市八橋三和町11番27号
56	清三屋施設工業株式会社	高 橋 正 男	秋田市新屋天秤野5番18号
57	クボタ住宅設備	久保田 豊 彦	秋田市牛島東四丁目7番3号
58	クボノメ工業株式会社	宮 崎 真 吾	秋田市寺内字蛭根85番地の66
59	有限会社黒崎施設工業	黒 崎 博	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林44番地5
60	ケイエス有限会社	佐 藤 金 市	秋田市土崎港北三丁目19番22号
61	有限会社ケー・エスケー管工	佐々木 謙 二	秋田市広面字大巻13番地5
62	高進設備株式会社	高 橋 清 広	秋田市仁井田字仲谷地308番地1
63	有限会社巧設工業	伊 藤 博 行	秋田市四ツ小屋字下川原132番地
64	有限会社小啓石材店	小 玉 啓 司	男鹿市脇本浦田字丸森17番地
65	互幸設備工業株式会社	齋 藤 久 幸	秋田市泉字登木203番地3
66	互大設備工業株式会社	脇 屋 憲 一	秋田市添川字境内川原228番地27
67	有限会社湖東製作所	鷺 谷 嘉三郎	南秋田郡井川町北川尻字中村112番地
68	有限会社今野設備	今 野 武 司	にかほ市象潟町大須郷字大道下41番地18
69	有限会社斉藤設備	齊 藤 忠 佳	南秋田郡五城目町高崎字田中25番地5
70	有限会社斎藤設備工業	斎 藤 聰	秋田市手形田中5番33号
71	有限会社坂本水道工業	坂 本 節 男	仙北郡美郷町金沢字長岡森155番地3
72	有限会社佐国工業	佐 藤 国 広	秋田市仁井田本町一丁目8番16号
73	有限会社桜庭設備工業	桜 庭 清 司	秋田市東通観音前8番27号

74	佐々木工業	佐々木 恵 一	秋田市飯島飯田二丁目8番11号
75	佐々木設備	佐々木 雄 市	秋田市河辺戸島字本町176番地3
76	有限会社佐々木電器	佐々木 侑 雄	大仙市南外字下鎌田67番地の1
77	佐々木工務店株式会社	佐々木 公 益	秋田市広面字川崎21番地8
78	佐藤建設株式会社	佐 藤 安 夫	由利本荘市鳥海町上笹子字沖23番地の4
79	合資会社佐藤工務店	佐 藤 榮 喜	男鹿市船川港船川字新浜町23番地
80	佐藤施設	佐 藤 為 彦	秋田市新屋松美町5番67号
81	佐藤設備	佐 藤 久 和	秋田市河辺松測字街道北16番地1
82	株式会社佐藤設備工業	佐 藤 泰 雄	秋田市飯島鼠田二丁目1番7号
83	有限会社猿田設備	猿 田 文 男	南秋田郡五城目町上樋口字下川原1番地の9
84	株式会社三共施設	伊 藤 孝 弘	由利本荘市薬師堂字谷地177番地
85	サンテック・サービス	高 野 三 郎	潟上市天王字羽立北野1番地150
86	山王住設	日 景 正 雄	秋田市山王中園町4番40号
87	三洋建材株式会社	佐 藤 啓 太 郎	秋田市山王中園町9番12号
88	三和興業株式会社秋田支店	武 田 一 夫	秋田市土崎港西一丁目3番38号
89	株式会社三和施設	佐 藤 弘 康	秋田市榎山古川新町28番地
90	株式会社柴建	柴 田 春 雄	秋田市下北手松崎字家ノ前179番地
91	有限会社柴田設備	柴 田 貞 雄	大仙市飯田字屋舗通4番地
92	有限会社志摩水道工業所	志 摩 睦 夫	秋田市土崎港東二丁目12番4号
93	住宅設備栗谷	栗 谷 國 男	秋田市山王五丁目1番15号 朝日プラザけやき通506号
94	株式会社秋南水道施設工業	鈴 木 平 裕	秋田市仁井田本町一丁目19番18号
95	ショーケンシステムス	宇佐美 憲 一	秋田市飯島鼠田四丁目6番38号
96	株式会社ジョンソン設備管理	伊 藤 博	由利本荘市石脇字田尻野5番地14
97	株式会社新興技研設備	三 浦 清 一	秋田市御野場二丁目15番22号
98	有限会社親和水道	嵯 峨 陽 二	秋田市河辺和田字北條ヶ崎61番地19
99	有限会社菅原水道工業	菅 原 浩 一	潟上市昭和豊川竜毛字下斉藤田1番地の2
100	株式会社鈴木空調機器	鈴 木 充	秋田市外旭川八柳三丁目14番5号
101	合資会社鈴木工務店	鈴 木 優	秋田市茨島二丁目8番11号
102	有限会社鈴木住建	鈴 木 公 顕	秋田市広面字川崎34番地18
103	株式会社鈴木鉦組	鈴 木 雅 樹	秋田市飯島新町二丁目5番48号
104	鈴正建設	鈴 木 正	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林135番地
105	株式会社須藤工業所	須 藤 チ エ	秋田市高陽青柳町17番41号
106	有限会社須磨設備	須 磨 修 悦	秋田市外旭川字三千刈17番地の9
107	有限会社盛和設備	田 村 功	秋田市茨島二丁目15番20号
108	株式会社設備屋ドットコム	佐々木 誠 治	秋田市泉南三丁目6番19号
109	有限会社総合建設	近 藤 鐵 義	山本郡三種町下岩川字十二林11番地2
110	総合施設株式会社	鈴 木 英 樹	秋田市外旭川字三千刈106番地1
111	総合設備秋田	高 橋 誠 一	大仙市清水字中田127番地
112	相馬工業	相 馬 善 雄	秋田市仁井田小中島4番6号
113	有限会社太平工務所	藤 井 進	秋田市南通築地16番11号
114	高橋工務店	高 橋 貞 雄	秋田市榎山登町3番31号
115	高橋施設	高 橋 明 美	山本郡三種町外岡字逆川112番地6
116	有限会社寶温水器サービス	佐々木 薫	秋田市外旭川八柳一丁目14番5号
117	田代水道	田 代 芳 男	横手市山内土測字小田41番地1
118	タシン工業有限会社	田 口 信 康	秋田市牛島西三丁目2番25号
119	株式会社暖衛工業	松 橋 勝 見	秋田市保戸野桜町13番10号
120	千田設備	千 田 俊 美	南秋田郡八郎潟町小池字桑ノ木関ノ沢37番地5
121	中央工業株式会社	伊 藤 一 久	由利本荘市川口字八幡前233番地の10
122	中央興業	石 川 重 樹	南秋田郡八郎潟町字中嶋336番地50
123	塚田工業株式会社	塚 田 哲 雄	秋田市高陽幸町2番47号
124	株式会社テクス秋田	大 泉 裕 一	秋田市山王中島町2番16号
125	株式会社テクニカサービス	下夕村 祐 美	秋田市太平目長崎字本町20番地3
126	有限会社テクノサンセール	島 山 貞 幸	秋田市將軍野青山町16番26号
127	出羽工業	田 口 久 清	秋田市下北手梨平字梨平85番地の2

128	東部ガスリビングサービス株式会社秋田支社	田 村 兼 悦	秋田市榎山川口境1番1号
129	株式会社東北商事	田 口 成 美	大仙市泉町4番28号
130	東北鉄工株式会社	藤 丸 ア キ	男鹿市船川港船川字化世沢177番地の8
131	有限会社中嶋施設工業	中 嶋 武	北秋田市脇神字中金堀145番地2
132	株式会社中田建築設備	中 田 尚 文	秋田市山王五丁目9番2号 中友ビル3階
133	長野谷設備	長野谷 敏 昭	秋田市土崎港相染町字沼端93番地6
134	中村水道	中 村 浩 二	秋田市牛島西三丁目3番36号
135	株式会社ナックテック	中 川 英 郎	秋田市飯島新町二丁目4番28号
136	株式会社日浄工業	小 田 幸 弘	秋田市濁川字菅場1番地5
137	日管設備工業株式会社	工 藤 明 信	秋田市外旭川字三千刈7番地6
138	有限会社日設工業	鎌 田 政 満	潟上市天王字蒲沼74番地33
139	株式会社日東施設工業所	新 泉 博 智	秋田市榎山登町11番40号
140	株式会社橋本工務店	橋 本 大 作	男鹿市船越字前野115番地の22
141	畑改工業有限会社	黒 目 正 樹	秋田市南通宮田15番28号
142	有限会社八田工務店	八 田 義 雄	秋田市太平八田字藤ノ崎171番地
143	株式会社日景工業	日 景 義 雄	秋田市高陽青柳町16番55号
144	株式会社藤工業サービス	藤 原 隆	秋田市新屋寿町1番5号
145	藤重建設株式会社	佐 藤 重 蔵	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山62番地
146	有限会社不二設備工業	工 藤 祐 司	秋田市外旭川字三後田25番地の2
147	藤田建設株式会社	藤 田 隆 一	男鹿市船越字内子294番地1616
148	藤留建設工業	藤 田 留五郎	男鹿市五里合箱井字町屋田51番地3
149	藤原工業	藤 原 正 春	南秋田郡八郎潟町字中久保223番地
150	有限会社藤原工務店	藤 原 正 廣	秋田市新屋北浜町3番41号
151	有限会社船木設備	船 木 一 春	秋田市添川字湯沢11番地の1
152	株式会社北勢工業	太 田 博 之	秋田市仁井田本町五丁目1番62号
153	北環興業株式会社	本 多 秀 文	秋田市土崎港西二丁目10番20号
154	株式会社堀川開発	工 藤 尚	秋田市新屋鳥木町1番32号
155	本荘産業株式会社	塩 谷 久 樹	秋田市八橋本町三丁目3番3号
156	本荘設備工業株式会社	斉 藤 誠	由利本荘市石脇字田尻野14番地の96
157	ほんま設備	本 間 和 弘	秋田市御野場新町五丁目1番35号
158	有限会社丸豊建設	鎌 田 豊	秋田市広面字土手下38番地の4
159	丸の内水道施設工業有限会社	丸野内 貞 司	潟上市天王字上北野81番地
160	まるふく建設有限会社	船 木 眞 之	男鹿市船川港女川字鶴ノ崎7番地24
161	まるみ設備工業所	三 浦 清 司	秋田市榎山太田町6番9号
162	有限会社丸陽建設工業	鈴 木 一 彦	大仙市協和境字岩坂下77番地16
163	有限会社三浦ポンプセンター	三 浦 浩 志	潟上市天王字上江川47番地924
164	有限会社みちのくアトリウムプラン	佐 藤 肇	秋田市榎山南中町2番46号
165	ミナミ水道部	宮 田 保 仁	秋田市土崎港北五丁目3番40号 フレッシュハイツB205
166	ムトウデンキ	武 藤 洪 平	秋田市飯島新町一丁目3番7号
167	有限会社茂木住宅設備	茂 木 六 郎	大仙市協和境字岸館88番地8
168	モリヤ電建合資会社	守 屋 栄 八	秋田市保戸野桜町20番1号
169	やぐち設備	矢 口 昭 彦	秋田市茨島六丁目22番56号
170	有限会社安和建設	安 田 和 夫	秋田市豊岩石田坂字上野174番地の1
171	有限会社八柳建水工業	八 柳 広 和	南秋田郡五城目町大川大川字西屋布84番地の1
172	八柳設備	八 柳 正 悦	南秋田郡井川町浜井川字新堰66番地
173	矢留水道工業所	安 藤 優	秋田市浜田字滝ノ原100番地1
174	山岡工業株式会社	山 岡 緑三郎	秋田市御所野湯本二丁目1番5号
175	山上設備店	山 上 一 郎	秋田市河辺三内字寺田109番地1
176	有限会社ヤマシタ設備工業	山 下 勇 人	秋田市上北手猿田字館ノ下74番地
177	有限会社山田政一商店	山 田 和 人	大館市中道一丁目4番1号
178	山忠設備有限会社	庄 司 忠 市	由利本荘市三条字三条谷地117番地1
179	山二施設工業株式会社	松 木 文 雄	秋田市山王五丁目1番7号
180	有限会社ヤリ三総合設備	鎗 目 直	秋田市川尻みよし町15番24号

181	株式会社ユアテック秋田営業所	伊藤 久利	秋田市川尻町字大川反233番 9
182	勇馳設備	河村 清春	秋田市仁井田本町四丁目 1 番13号
183	豊興産株式会社	石黒 望	秋田市新屋扇町12番49号
184	有限会社ユプセル	伊藤 純一	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 3 番27号
185	吉田ビニール株式会社	吉田 征四郎	秋田市新屋鳥木町 1 番46号
186	吉美	佐々木 吉美	秋田市御所野元町五丁目12番 4 号
187	よしみつ設備	吉光 浩二	秋田市將軍野東一丁目 2 番16- 2 号
188	立建工業株式会社	加藤 正則	秋田市茨島二丁目 8 番30号
189	流照工業	堀川 千三	秋田市仁井田栄町12番23号
190	六長エンジニアリング	六呂田 長城	秋田市新屋船場町 5 番12号
191	株式会社ワイケー企画	鎌田 雄治郎	秋田市太平八田字八田179番地 1
192	株式会社渡部工業	渡部 俊一	秋田市新屋松美ガ丘東町 2 番 6 号
193	渡部水道	渡部 和彰	南秋田郡八郎潟町夜叉袋字後谷地73番地 1
194	株式会社渡部設備	渡部 鉄廣	大仙市四ツ屋字川口98番地

2 指定期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

秋田市上下水道局告示第63号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の

規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第3号の規定により告示する。

平成19年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 内山 真次

1 指定排水設備工事業者の廃止

No.	指 定 業 者	代 表 者	所 在 地
1	有限会社大淵建設	大 淵 三之丞	秋田市上新城道川字深田山根43番地
2	共和建設株式会社	石 黒 尚 彦	潟上市天王字コアツコ134番地 8
3	株式会社工藤組	工 藤 吉 春	秋田市泉東町 8 番59号
4	有限会社小玉水道施設工業	小 玉 孝四郎	南秋田郡八郎潟町真坂字沢田43番地 6
5	株式会社サントクマ	熊 田 俊 郎	由利本荘市西目町沼田字新道下 2 番地393
6	有限会社嶋設備企画	嶋 宮 光 明	秋田市牛島西四丁目11番21号
7	ダイエイ設備サービス	太 田 栄 章	秋田市高陽幸町 2 番37号
8	タム工業	田 村 勇	由利本荘市岩城二子字横砂子28番地35
9	東北グリーン建設株式会社	渡 部 明	秋田市中通二丁目 2 番 7 号
10	ミナト工機株式会社	高田屋 憲 次	秋田市土崎港北七丁目 5 番75号
11	U F 給水設備	藤 田 浩 美	能代市字田屋37番地

2 廃止年月日

平成19年11月1日

秋田市上下水道局告示第64号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年11月15日

秋田市上下水道事業管理者 内山 真次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
ライフホームメンテナンス	越後 成毅	秋田市下北手松崎字家ノ前215番地 7

2 指定年月日

平成19年11月15日

秋田市上下水道局告示第65号

次の下水道使用料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らか

でないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料納入通知書は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年11月19日

秋田市上下水道事業管理者 内山 真次

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
下水道使用料納入通知書

秋田市上下水道局告示第66号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

秋田市上下水道事業管理者 内山 真次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成19年12月11日

- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
飯島字天ノ袋、浜田字元中村、手形字扇田、將軍野青山町、
四ツ小屋字下川原、四ツ小屋末戸松本字向野の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水
施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成19年11月26日から12月10日まで。ただし、土曜日、日曜
日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178
号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

選 挙 長 告 示

選挙長告示第1号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙におけ

第1選挙区 届出日 平成19年11月19日

受付 番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業

第2選挙区 届出日 平成19年11月19日

受付 番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	高 橋 幸 夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年5月6日	農 業
2	渡 部 興 市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年3月7日	農 業

第3選挙区 届出日 平成19年11月19日

受付 番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	熊 谷 好 徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年3月14日	農 業

第4選挙区 届出日 平成19年11月19日

受付 番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	斉 藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地1	昭和21年9月20日	農 業

選挙長告示第3号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙につき、
第1選挙区において届出のあった候補者が1人で選挙すべき総代
の数を超えないので投票を行わない。

平成19年11月21日

河辺土地改良区総代補欠選挙

第1選挙区選挙長 菅 原 正 人

る選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成19年11月19日

河辺土地改良区総代補欠選挙

第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
第3選挙区選挙長 石 井 政 直
第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

1 期間 平成19年11月19日

平成19年11月20日

2 場所 秋田市河辺和田字上中野184番地2

河辺土地改良区事務所

選挙長告示第2号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙につき、
次のとおり候補者の届出があった。

平成19年11月20日

河辺土地改良区総代補欠選挙

第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
第3選挙区選挙長 石 井 政 直
第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

選挙長告示第3号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙につき、
第2選挙区において届出のあった候補者が2人で選挙すべき総代
の数を超えないので投票を行わない。

平成19年11月21日

河辺土地改良区総代補欠選挙

第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明

選挙長告示第3号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙につき、第3選挙区において届出のあった候補者が1人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成19年11月21日

河辺土地改良区総代補欠選挙
第3選挙区選挙長 石 井 政 直

選挙長告示第3号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙につき、第4選挙区において届出のあった候補者が1人で選挙すべき総代の数を超えないので投票を行わない。

平成19年11月21日

河辺土地改良区総代補欠選挙
第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

選挙長告示第4号

平成19年11月26日執行の河辺土地改良区総代の補欠選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めた。

平成19年11月21日

河辺土地改良区総代補欠選挙
第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
第2選挙区選挙長 進 藤 芳 明
第3選挙区選挙長 石 井 政 直
第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

- 1 選挙会の場所 秋田市河辺和田字上中野184番地2
河辺土地改良区事務所
- 2 選挙会の日時 平成19年11月27日 午後2時から

公 告

秋田市公告

国土調査法により、平成18年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成19年11月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行った地域
秋田市雄和平尾鳥字中村、白ヶ沢、金井田
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図（案）・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成19年11月2日から平成19年11月21日まで
- 4 閲覧場所
雄和市民センター1階 B会議室
出張閲覧場所 雄和平尾鳥中村会館
11月4日(日) 午前9時から正午まで
- 5 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 6 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入捺印の上、訂正の申し出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、平成18年8月測量、簿冊は、平成19年10月3日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
市 原 利 晃	秋田市御野場二丁目14番1号 御野場病院
三 浦 康 子	秋田市南通みその町3番15号 中通総合病院

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 売払物件の表示

	所在地	地目種類	地積床面積
(1)	秋田市飯島字堀川56番1	原野	234.67 平方メートル
(2)	秋田市飯島松根西町39番88	宅地	1,280.52 平方メートル
	秋田市飯島松根西町39番89	宅地	337.54 平方メートル
(3)	秋田市卸町二丁目184番1	雑種地	816.46 平方メートル
(4)	秋田市雄和妙法字糠塚24番2	宅地	853.43 平方メートル
	秋田市雄和妙法字糠塚24番	居宅	163.07 平方メートル
(5)	秋田市雄和平尾鳥字森ノ前83番4	雑種地	298.77 平方メートル

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
- (2) 入札 平成19年11月30日(金) 午前10時から
（入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで）
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島字堀川56番1
日 時 平成19年11月22日(休) 午前9時00分
集合場所 現地
- (2) 秋田市飯島松根西町39番88 他1筆
日 時 平成19年11月22日(休) 午前9時35分
集合場所 現地
- (3) 秋田市卸町二丁目184番1
日 時 平成19年11月22日(休) 午前10時15分
集合場所 現地
- (4) 秋田市雄和妙法字糠塚24番2
日 時 平成19年11月22日(休) 午前11時00分
集合場所 現地
- (5) 秋田市雄和平尾鳥字森ノ前83番4
日 時 平成19年11月22日(休) 午前11時45分
集合場所 現地

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成19年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで。

ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定に基づき、当該緑地協定を認可したので、同法第47条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成19年11月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 緑地協定の名称

秋田市御所野地蔵田五丁目F地区緑地協定

2 緑地協定区域

秋田市御所野地蔵田五丁目24番1から24番11まで
秋田市御所野地蔵田五丁目25番1から25番12まで
秋田市御所野地蔵田五丁目25番14から25番18まで
秋田市御所野地蔵田五丁目26番1から26番14まで
秋田市御所野地蔵田五丁目32番1から32番6まで

計48筆

3 緑地協定の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部公園課
公園施設管理センター

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
新 田 格	秋田市泉一ノ坪26番5号 新田医院

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年8月8日付け秋田市指令第6379号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年11月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 和 田 勇

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市南通宮田121番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成16年10月19日付け秋田市指令第4700号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年11月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市旭北寺町4番39号

宗教法人歓喜寺 堀 口 良 允

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市下北手梨平字袖ヶ沢1番1、4番1、44番5、45番1、46番2、47番、48番、49番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、56番、57番2、58番、59番、60番、61番、62番、63番1、63番2、64番、65番、66番、67番2、68番2、69番、70番、71番、72番、73番2、73番4、73番5、73番6、74番1、74番2、74番3、75番1、75番2、76番1、76番2、77番、78番、78番1、79番1および79番4
以上48筆

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年10月29日付け秋田市指令第8042号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年11月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市御所野元町四丁目11番42号 ア・ラ・モード202号
加 藤 健 一
秋田市御所野元町四丁目11番42号 ア・ラ・モード202号
加 藤 美智子
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市四ツ小屋末戸松本字向野40番2

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第26号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成19年11月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 入 札 名 プレスタ第26号広告掲載者選定に係る入札
 - (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第26号
 - (3) 予定価格(税抜) ※最低落札価格 28,572円
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
 - (1) 規格等
掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/4とし、掲載紙面は、プレスタ第26号(A4版・4ページ・紙質:マットコート 90kg)の最終ページの右下部とする。
 - (2) 色 フルカラー
 - (3) 発行部数 17,000部
 - (4) 配布対象 市内全小学校(48校)に在籍する児童の全世帯および市内全中学校、図書館、公民館等
 - (5) 広告掲載時期
平成19年度市立小、中学校冬季休業(平成19年12月26日～)直前から同春期休業(平成20年3月22日～)直前まで
 - (6) 広告の内容等
 - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
 - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 日 時 平成19年12月3日(月) 午前11時
 - (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
 - (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
 - (4) 契 約 日 平成19年12月4日(火)(予定)
 - (5) 契約金額(広告料)の支払い
広告料は、平成19年12月5日(水)までに、市が指定する金融

機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成19年11月26日(月)午後4時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿
 - エ 納税証明書 ※写し可
 - (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
 - オ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票) ※写し可能
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成19年11月16日(金)から平成19年11月26日(月)までの平日午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室
 - ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室もしくは秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年11月29日(木)に行う。
- 6 入札保証金および契約保証金 免除
- 7 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当
電話 018-826-9048

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年10月4日付け秋田市指令第7061号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年11月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 潟上市天王字持谷地134番地3
 森 川 健 治
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市下新城中野字琵琶沼219番1および219番7

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年11月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
池 田 研	秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年11月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
 ア 氏 名 株式会社マルエーうちゃ
 代表取締役 打 矢 賢 治
 イ 住 所 秋田県秋田市仁井田本町四丁目1番36号
 - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
 ア 名 称 ジェイマルエー大学病院前店
 イ 所在地 秋田県秋田市広面字蓮沼94番地1
 - (3) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗の名称
 (変更前) ばーくなかよし広面店
 (変更後) ジェイマルエー大学病院前店
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所
株 式 会 社 ばーくなかよし	代表取締役 越後 忠幸	秋田県秋田市広面字蓮沼94番地1
リカーショップ 秋 田 晴	川口 和夫	秋田県秋田市新屋元町23番40号
有 限 会 社 長山クリーニング	長山 秀司	秋田県秋田市手形字西谷地126番地1

(変更後)

名 称	代表者	住 所
株 式 会 社 マルエーうちゃ	代表取締役 打矢 賢治	秋田県秋田市仁井田本町四丁目1番36号

- (4) 変更年月日 平成19年10月31日
- (5) 変更理由
 建物譲渡および営業譲渡のため
- 2 届出年月日 平成19年11月13日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
 - (2) 縦覧期間 平成19年11月21日～平成20年3月21日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成19年11月8日付け秋田市指令第8192号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年11月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 秋田市土崎港西五丁目6番25号
 山 崎 晶 司
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市土崎港相染町字中谷地90番1の内および90番7の内

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年11月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年11月27日から
 平成19年12月14日まで
 ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年11月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市八橋南二丁目1番6号
住広ホーム株式会社
代表取締役 渡 辺 広 悦
- 2 道路位置指定箇所
秋田市手形休下町54番4
- 3 道路幅員 4.00～4.02メートル
- 4 道路延長 42.18メートル
- 5 指定年月日および番号
平成19年11月28日 第6号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定に基づき、建築協定の廃止を次のとおり認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成19年11月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 廃止する建築協定の名称および区域
建築協定名称 秋田市南ヶ丘ニュータウンA地区・B地区建築協定
建築協定区域 秋田市上北手百崎字ニタ子沢5番5 外
- 2 建築協定廃止認可年月日 平成19年11月29日

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年11月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第148号 下水道計画図作成 業務委託	秋田市内一円	平成20年 3月24日	次の①～③の要件を満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に測量業務公共測量部門で登録されていること。 ③下水道計画図又は都市計画図の作成実績を有し、かつデジタルマップおよびデータファイルの作成実績を有していること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

ウ 測量士の資格を有する管理技術者を配置できること。

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年12月4日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年12月6日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もつ

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年11月28日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略）国に測量業者として登録していることが分かる通知等の写しを添付）

イ 実績調査書（別記様式2（省略）契約書等の写し又は実績内容が客観的に分かる資料を添付）

ウ 配置予定技術者の資格（技術士登録証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年11月16日(金)から平成19年11月28日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年11月30日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年11月16日(金)から平成19年12月3日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年11月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第29号 沈砂掻揚機修繕	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成20年 3月7日	次の①又は②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級に格付けされ、下水道施設（終末処理場・ポンプ場）の機械設備工事で3,000万円以上の元請実績があること。 ②秋田市に機械器具設置工事で登録され、経営事項審査（直近の審査結果通知書）の総合評定値が1,000点以上であり、下水道施設（終末処理場・ポンプ場）の機械設備工事で3,000万円以上の元請実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

エ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年12月12日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成19年12月14日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年12月5日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）

エ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（入札参加要件②に該当する者）

(2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは

受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年11月22日(木)午後1時から平成19年12月5日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年12月6

日(休)午後1時から平成19年12月11日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年11月22日(木)午後1時から平成19年12月11日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年11月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第150号 秋田市公共下水道事業再評価に伴う費用効果分析業務委託	秋田市八橋地区 他	平成20年 3月24日	次の①～④の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③過去5年以内に秋田県内で公共下水道の管渠設計の実績があること。 ④秋田県内で公共下水道の事業計画認可業務の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

ウ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する、管理技術者および技術者を配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年12月19日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年12月21日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年12月12日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 実績調査（別記様式2（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略）（資格者証の写しを添付））

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年11月30日(金)から平成19年12月12日(水)

までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年12月14日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年11月30日(金)から平成19年12月18日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

